

# 住宅やブロック塀の地震対策について

今年6月に大阪府北部地震が発生し、ブロック塀倒壊などによる甚大な被害を受けました。刈谷市でも南海トラフ巨大地震の発生が危惧されているため、市の補助制度を活用して、ブロック塀の地震対策や住宅の耐震化を進めてください。



		補助を受けられる主な条件	補助金の額 ( )内の上限は避難道路沿道の場合		
木造住宅	耐震診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和56年5月31日以前に着工された木造で平屋または2階建ての建物</li> <li>建物の用途が、戸建住宅・併用住宅（住宅以外の部分が2分の1未満）・長屋・共同住宅であること</li> <li>現在、居住している建物</li> </ul>	無料		
	耐震改修費補助	一般改修費補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>木造住宅耐震診断を受けた建物</li> <li>診断値を次のようにする改修工事 0.7未満→1.0以上 0.7以上1.0未満→0.3以上加算 1.0以上1.5未満→1.5以上</li> </ul>	耐震改修費で、上限120万円（上限140万円）	
		段階的耐震改修費補助	全体改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>木造住宅耐震診断を受け、診断値が0.4以下の建物</li> <li>診断値を2段階で1.0以上にする改修工事 1段階目 0.4以下→0.7以上1.0未満 2段階目 1段階目を実施したもの→1.0以上</li> </ul>	耐震改修費で、1段階目2段階目とも上限60万円
			階別改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>木造住宅耐震診断を受け、診断値が1.0以下の建物</li> <li>診断値を1段階目で1階部分、2段階目で建物全体を改修する工事 1段階目 建物全体が1.0以下→1階部分を1.0以上 2段階目 1段階目を実施したもの→建物全体で1.0以上かつ0.3以上加算</li> </ul>	
	簡易耐震改修費補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>木造住宅耐震診断を受け、診断値が0.7未満の建物</li> <li>診断値を次のようにする改修工事 0.7未満→0.7以上1.0未満</li> </ul>	耐震改修費で、上限30万円		
	取壊し工事費補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>木造住宅耐震診断を受け、診断値が1.0未満の建物</li> <li>対象となる建物全てを取壊す工事</li> </ul>	取壊しにかかる費用で、上限20万円		
耐震シェルター設置費補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>木造住宅耐震診断を受け、診断値が1.0未満の建物</li> <li>障害者もしくは65歳以上の高齢者が使用するもの</li> </ul>	上限30万円			
非木造住宅	耐震診断費補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和56年5月31日以前に着工された非木造の戸建住宅・長屋・共同住宅</li> <li>分譲集合住宅は、管理組合で合意されたもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 共同住宅など…対象経費の3分の2で上限120万円(上限140万)</li> <li>▶ 戸建住宅…対象経費の3分の2で上限8万6千円(上限10万円)</li> </ul>		
	耐震改修費補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和56年5月31日以前に着工された非木造の戸建住宅・長屋・共同住宅(1,000㎡未満または地上2階以下)</li> <li>分譲集合住宅は、管理組合で合意されたもの</li> </ul>	対象経費の5分の4で、上限500万円(上限600万円)		
ブロック塀等撤去工事費補助		<ul style="list-style-type: none"> <li>道路および公共施設の敷地に面するブロック塀などを撤去する工事</li> <li>道路から1m以上の高さのもの</li> <li>コンクリートブロック・レンガ・大谷石などでできたもの</li> </ul>	撤去する費用または塀の長さ(m)×1万円のうち、少ない方の2分の1で、上限10万円		

※補助金の交付を受けるには工事前に申請手続きが必要です。

※表の補助の他に、緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断費・改修費の補助があります。

問 建築課(☎62-1021)